

## カジノを解禁する法案に反対する決議

報道によれば、「超党派議員でつくる「国際観光産業振興議員連盟」（細田博之会長）は・・・カジノを解禁する法案を今国会に提出する方針を決めた」（時事通信、2013年10月23日配信）とのことである。

カジノは、刑法185条の「賭博」に該当し、本来処罰の対象となるべき犯罪であるところ、カジノを解禁する法案は、これを処罰の対象から除外することで、日本社会としてカジノを公認するものである。

そして、こうした中央政界の動きに呼応して、各地方自治体においても、積極的にカジノを誘致するための調査が始まっており、全体として、経済政策、地域興しの手段としてのカジノが論じられようとしている。

しかしながら、カジノの合法化は、「犯罪」の助長、「治安」の悪化、「青少年の健全育成」への悪影響、「依存症」の蔓延といった諸問題を生じさせる。

我が国は、カジノの存在しない現時点においても、誰もがいつでも「賭博」に興じることのできるパチンコ店1万店舗以上、パチンコ参加人口1260万人を擁するギャンブル大国である。そして、そのギャンブル大国には、200万人とも500万人ともいわれるパチンコ依存症患者が存在している一方で、患者に対するケアやこうした患者が生じないようにするための対策は全く講じられていない。

カジノの合法化は、当然に、新たなギャンブル依存症患者を生み出すことになる。カジノ推進派は、ギャンブル依存症対策を講じるとするが、その具体策については全く語られず、パチンコ依存症患者が前述のように完全に放置されている現状からすれば、彼らの想定する対策はたかがしれているというべきである。

経済政策としてのカジノについても、治安維持費、犯罪による被害額、犯罪者の刑事処遇費、依存症患者の治療費、ギャンブルから青少年を遠ざけるための特別な教育費など、社会政策上のギャンブルコストを含めて計算した場合、果たして社会全体として利益が上がるといえるのか疑問である。

また、カジノが合法化されるに際しては、顧客保護のために厳格な入場規制が行われてしかるべきであるが、利益を上げるためにこうした規制は採用されないのではないか、と危惧される。

さらに、カジノ合法化は、暴力団などの反社会的勢力の跳梁跋扈の舞台を提供する結果を招く可能性が高い。

そして、何より「賭博」は多くの負ける人たちから収奪して利益を得る商売であり、そのような「賭博」を推進し、ギャンブル依存症に苦しむ人、そして、その周りで悲しい想いをする人の被害に依拠する経済政策、地域興しなどは、許してはならない。

よって、私たちは、カジノを解禁する法案に断固反対するものである。

以上